

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第九十六号)の一部を次のように改正する。

(金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等)

第四条 省 略

2 前項に規定する住所等確認書類とは、次に掲げる書類(当該個人の氏名及び住所又は前条第四項第一号から第三号までに規定する場所の記載のあるものに限る。)をいう。

一 四 省 略

五 国民年金手帳(国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。)、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 十 省 略

3 六 省 略

(国外送金等調書の記載事項)

第十条 法第四条第一項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その国外送金をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称。次

(金融機関の営業所等の長に提示する書類の範囲等)

第四条 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 国民年金手帳(国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。)、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

六 十 同 上

3 六 同 上

(国外送金等調書の記載事項)

第十条 同 上

一 その国外送金をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称。次

- 項第一号において同じ。）
- 二～十二 省略
- 2・3 省略

(国外証券移管等調書の記載事項)

第十一条の四 法第四条の三第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その国外証券移管等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称)
- 二～十一 省略

別表第二

国外財産調書 省略

備考
1～4 省略
(用紙 日本産業規格 A4)

別表第四

財産債務調書 省略

備考
1～4 省略
(用紙 日本産業規格 A4)

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提

- 項第一号において同じ。）
- 二～十二 同上
- 2・3 同上

(国外証券移管等調書の記載事項)

第十一条の四 同上

- 一 その国外証券移管等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称)
- 二～十一 同上

別表第二

国外財産調書 同左

備考
1～4 同左
(用紙 日本工業規格 A4)

別表第四

財産債務調書 同左

備考
1～4 同左
(用紙 日本工業規格 A4)

出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

附 則

（国外送金等調書の記載事項に関する経過措置）

第三条 省 略

- 2 施行日の前日において旧法第二条第三号に規定する金融機関（以下この項において「金融機関」という。）の同条第六号に規定する営業所等（以下この項及び附則第六条第二項において「営業所等」という。）に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者（以下この項において「開設者」という。）が施行日以後にする内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第一項に規定する国外送金等で当該本人口座に係るものうち番号利用法整備法第二十五条第二項の規定による告知をする日（その者が同項に規定する経過日以後最初に同項に規定する国外送金等をする日までに当該告知をしないときは、当該国外送金等をする日）までにするものにつき、当該金融機関等が内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第一項の規定により提出する同項に規定する国外送金等調書については、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第十条第一項第一号又は第二項第一号のうち当該開設者の個人番号（同号に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第六条第二項において同じ。）又は法人番号（同号に規定する法人番号をいう。以下この項及び附則第六条第二項において同じ。）に係る部分の規定は、適用しない。
- 3 番号利用法整備法第二十五条第八項に規定する金融機関等の営業所等の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の同項に規定する個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「番号利用法整備法第二十五条第二項の規定による告知をする日（その者が同項」とあるのは「当該金融機関の営業所等の長が番号利用法整備法第二十五条第八項の規定により当該開設者の同項に規定する個人番号を確認した日（同日が同条第二項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附 則

（国外送金等調書の記載事項に関する経過措置）

第三条 同 上

- 2 施行日の前日において旧法第二条第三号に規定する金融機関（以下この項において「金融機関」という。）の同条第六号に規定する営業所等（以下この項及び附則第六条第二項において「営業所等」という。）に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者（以下この項において「開設者」という。）が施行日以後にする新法第四条第一項に規定する国外送金等で当該本人口座に係るものうち番号利用法整備法第二十五条第二項の規定による告知をする日（その者が同項に規定する三年経過日以後最初に同項に規定する国外送金等をする日までに当該告知をしないときは、当該国外送金等をする日）までにするものにつき、当該金融機関等が新法第四条第一項の規定により提出する同項に規定する国外送金等調書については、新規則第十条第一号又は第二項第一号のうち当該開設者の個人番号（同号に規定する個人番号をいう。以下この項及び附則第六条第二項において同じ。）若しくは法人番号（同号に規定する法人番号をいう。以下この項及び附則第六条第二項において同じ。）に係る部分の規定は、適用しない。

(国外証券移管等調書の記載事項に関する経過措置)

第六条 省 略

- 2 施行日の前日において旧法第二条第七号に規定する金融商品取引業者等(以下この項において「金融商品取引業者等」という。)の営業所等に同条第十三号に規定する本人証券口座を開設している者(以下この項において「開設者」という。)が施行日以後にする内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の二第一項に規定する国外証券移管等で当該本人証券口座に係るもののうち番号利用法整備法第二十五条第五項の規定による告知をする日(その者が同項に規定する経過日以後最初に同項に規定する国外証券移管等の依頼をする日)までに当該告知をしないときは、当該国外証券移管等の依頼をする日)までに当該告知をしないときは、当該金融商品取引業者等が内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の三第一項の規定により提出する同項に規定する国外証券移管等調書については、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第十一条の四第一号のうち当該開設者の個人番号又は法人番号に係る部分の規定は、適用しない。
- 3 番号利用法整備法第二十五条第八項に規定する金融機関等の営業所等の長が同項の規定により同項に規定する番号未告知者の同項に規定する個人番号を確認した場合における前項の規定の適用については、同項中「番号利用法整備法第二十五条第五項の規定による告知をする日(その者が同項」とあるのは「当該金融商品取引業者等の営業所等の長が番号利用法整備法第二十五条第八項の規定により当該開設者の個人番号を確認した日(同日が同条第五項」と、「までに当該告知をしないときは」とあるのは「後である場合には」とする。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則別表第二の表及び別表第四の表の改正規定

(国外証券移管等調書の記載事項に関する経過措置)

第六条 同 上

- 2 施行日の前日において旧法第二条第七号に規定する金融商品取引業者等(以下この項において「金融商品取引業者等」という。)の営業所等に同条第十三号に規定する本人証券口座を開設している者(以下この項において「開設者」という。)が施行日以後にする新法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等で当該本人証券口座に係るものうち番号利用法整備法第二十五条第五項の規定による告知をする日(その者が同項に規定する三年経過日以後最初に同項に規定する国外証券移管等の依頼をする日)までに当該告知をしないときは、当該国外証券移管等の依頼をする日)までに当該告知をしないときは、当該金融商品取引業者等が新法第四条の三第一項の規定により提出する同項に規定する国外証券移管等調書については、新規則第十一条の四第一号のうち当該開設者の個人番号又は法人番号に係る部分の規定は、適用しない。

平成三十一年七月一日

二 第二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第六十号）附則第三条に一項を加える改正規定及び同令附則第六条に一項を加える改正規定 平成三十二年四月一日